別紙1

# 川崎市職員措置請求書(上平間倉庫)

獭

川崎市監査委員

2020年(令和2年)4月17日

川崎市宮前区五所塚1丁目21番3 汝 在所成名

拳 向

#### 雑状の専加 (1) 監査対象

甲第1号証及び甲第2号証に示すこども未来局子育て推進部保育所整備課が地方自治法に定め る一般競争入れもしくは指名競争入れという契約手続きを適用せず、適用が禁止されている随意契 や適用し、 約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」 以下「軽易工事取扱規程」という。 注・契約した2件の工事契約を監査対象とします。

(2) 分割発注に係る違法性

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市 契約規則第 24 条の2に定めるいわゆる「少額隨意契約」について適用する規定として、川崎市は 軽易工事取扱規程」を制定しております。

軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の工事を いう。」と定められており、1件の工事が 25 万円を超える場合は、 投験争入札もしくは指名競争人人れに寄らなければなりません。

軽易工事取扱規程の運用については、契約課が策定した契約事務の手引きにおいて「1件の 事

を複数に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。 甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、「上平間災害倉庫解体散去工事」及び「上平間災害倉 庫外構撤去 事」という 事名で発注・契約がなされており、1件で発注が可能な 事を、250 事2件に分割発注し、契約した違法性があります。

川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、本来、1件の 事として、地方自治 法等に定める一般競争人札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければな りません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、一般競争入札もしくは指名 競争入札によらず、1 件250 万円以下の少額随意契約として2 件の 事に分割発注し、より競争性

締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害で したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札も くは指名競争入札により契約を の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第 242 また、損害額の認定においては、財政局契約課が計算した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟 条第1項の規定により請求いたします。

甲第1号証及び 第2号証を整理し、分割発注の状況が分かり易い 覧表として、甲第3号証を提 諸水の埋由

法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

(1) 甲第3号証について

イ)工事の箇所は「甲第1号証は、「倉庫そのものの解体撤去工事」であり、甲第2号証は、「甲第 (ア) 工事所在地は、「上平間災害倉庫」であり、本件2件の工事は同 所在地です。

ウ したがって、「上平間災害倉庫」に係る倉庫本体とその倉庫の外構構造物の両方の撤去工事であ ることから、同一の施工場所及び同一の工事箇所であることが分かります。 1号証 倉庫を囲う外構構造物の撤去工事」であります。

、何らかの必要性により、建物本体とその外構構造物の両方を撤去する方針としました。 両方の撤去方針が確定した場合 建物本体とその外構構造物を別々に発注することは、個人の 家庭や民間会社の場合、その手間ひまを考慮した場合 有り得ない2分割工事であります 建物本体とその外構構造物は、必ずしも 一体的に撤去する必要はないものの

(エ) 甲第1号証及び甲第2号証の見積り合わせ契約の3者の組合せが同じ3者であること。 オ 見積書の筆跡が同一の筆跡と思え、官製談合もしくは業者談合の疑いがあるこ

(カ)甲第1号証の倉庫本体の「重機回送費」の見積額が、市場価格は、せいぜい5万円程度である にも関わらず、「160,000 円」との見積額は相場の約3倍となっており、不当に高い見積り額とな

予定価格を決定したのは、誰なのか。

倉庫本体とネットフェンスを撤去する外構撤去工事に使用する「重機」は、それぞれどのよう な「重機」を使用するものとして、こども未来局は 設計し予定価格を決定したのか。 倉庫本体とネットフェンスを撤去する重機は、同じ重機とは考えられない。 (キ) 甲第2号証の倉庫の外構撤去工事の「重機回送費」も「160,000円」となっている。

(2) 軽易工事チェックリストについて

過去に分割発注があったことから、平成 31 年 4 月 1 日から「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」 が改正されたことに伴い、「軽易工事チェックリスト」が導入されました。 甲第1号証においては、13ページ目にあります。

その「1 軽易工事の執行について」の2段目の注意事項に「工事内容、業種、施 甲第2号証においては、12ページ目にあります。

又はほぼ同じである工事等について、本来1件で発注すべき案件や250万円を超える ックしたのは、甲第1号証及び甲第2号証ともに飯沢課長補佐でありますが、全体のチェックは、 そのチェックリストをチェックしたにも関わらず、本件分割発注が行われてしまいました。 案件を複数に分けて発注することはできません。」と明確に記載されています。 須藤課長が決裁しています。 時期が同じ

(3) 施工時期にしこと

本件の甲第1号証及び甲第2号証の 事は 4月18日~5月31日及び5月10日~5月3日の 工期となっています。つまり、【4月 8日・5月 0日】~【5月31日・5月31日】となっていま

違いは、前に3週間 期があるのみで、後半の3週間は完全に工期が重なり、実質的には、ほぼ同 この工期から致しますと、5月10日~5月31日の間が、2件の期が重なっている期間であり、 一の 期であります。

仮に、甲第1号証及び甲第2号証の工事が2件の見積り合わせ契約を行っていることから、別々 の業者が倉庫本体とネットフェンス撤去を行う可能性があったもので、その場合、工事調整がかな 発注時点から、 り複雑になると思われるが、別々の2業者がそれぞれの工事を受注した場合 工事調整は、 うに想定していたのか。

特定の1者が受注することを予定して発注されたと考えるのが 当然の帰結であります。 したがって、施工時期を理由とする分割発注と ては、重複期間があることからしても、ほぼ同 しかしながら、過去の事例として、6ヶ月にわたり約1700万円余の工事を契約日では4分割、個 ただ、契約日が違うことから、こども未来局は、分割ではないと主張するかもしれません。 そのような工期的なことを考慮した場合 甲第1号証及び甲第2号証の工事は 時期の工事であり、分割の理由は存在しえないものであります。

予算要求時点でも2件の工事として予算要求していたのか。 甲第4号証及び甲第5号証として提出いたします。

別契約では7分割した事例があり、課長級の職員が文書注意を受けたとの新聞報道がありますので、

原則として、分割発注しなければならない理由を明示し、少額随意契約の分割発注を禁止してい 事の時期を少しずらし、分割発注ではないとするのであれば、甲第4号証及び甲 甲第1号証及び甲第2号証の 事が分割発注ではないとする合理的な理由を 明らかにしなくてはなりません。 第5号証と比較して

半年ずらせばい 地方自治法に定める「最少経費・最大効果」の大原則にも耐えうる根拠でなければなりません。 1週間ずらせばいいのか、2週間ずらせばいいのか、3週間ずらせばいいのか、 いのか、1年ずらせばいいのか、明確かつ合理的な根拠を示すべきであります。 る全国の地方公共団体を納得させる合理的な理由でなければなりません。

本件の甲第1号証及び甲第2号証においては、工事写真も開示請求したものでありますが、なぜ 開示されませんでした。 4) 工事写真について

29

今からでも、直ちに、工事写真を開示すべきであります。 開示できない特別な理由があるのか。

したがって、本来あるべき契約方法であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締 川崎市が被った損害の補填については、甲第1号証及び甲第2号証 工事は、前記のとおり、分割 発注したもので、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で 発注・契約を締結しなければならないものを、1件250万円以下の少額随意契約として、より競争性 の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

緒した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であり

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第 242 条 第1項の規定により請求するものであります。

過去の住民監査請求において、3業者による見積り合わせを行っているのであるから、適正な競争 は保たれており、損害は発生していないとする主張もありました。 4 見積り合わせと契約システムについて

そうであれば、多額の税金を投入して、契約システムを構築し、電子システムにより一般競争入札 及び指名競争入札を行うことが、無駄な支出となり、契約システム自体が住民監査請求の対象となり

1千億円でも、すべて3業者による見積り合わせ契約を行えば済むもので、契約システム 維持管理 つまり、今後は、川崎市の行う入札は 10 万円でも、100 万円でも、1千万円でも 1億円でも、 費及び更新費は、ムダとなります。 得るものであります。

また、損害額の認定においては、契約課が算出した平均落札率一覧表を甲第6号証として提出いた

財政局契約課が作成した平均落札率一覧表を参考に、民事訴訟法第 248 条の規定を類推適用し、監 なお、甲第3号証の下の枠に「(有) 星野工業の見積額の比較」がありますが、2件の工事ともに、 査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。 前記平均落札率とは別の損害額について

そこで「重機回送費」をネット検索してみますと、いくつかの業者の価格を見ましたが、せいぜい 「重機回送費」に係る受注業者の見積額は、「160,000円」と見積もられています。 高くても5万円ぐらいとの検索結果でありました。

そのネット検索結果を第7号証として提出いたします。

をいく、80,000円とか、200,000 となっています。 それらの金額について、こども未来局からの合理的な説明がない場合は、それらの項目の金額につ いても、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料 そして 摩訶不思議なことに、受注 なかった業者の重機回送費の見積額は、受注業者のさらに上

見積書にある「バックホウ」「ランマ」「プレート」を甲第8号証として示します。

見積書及び完成届・検査書の日付け筆跡が同一であることについては、過去の住民監査請求でも指 摘してきたところでありますが、見積書及び完成届の日付けを市の職員が記載したとする違法行為 (刑法に定める「公文書偽造等」) があったとするならば、それは許されません。 見積書及び完成届・検査書の日付け筆跡が同一であることについて

本件2件の完成届及び検査書の日付けが同一筆跡と思われますが、この日付けの記載は、一体、誰 完成届は、業者が記載するものであり、検査書は 市の検査員が記載するものであります。 そこで、今回の筆跡については、職員が記載したとの主張を行う可能性がありますが その場合は、 公文書偽造等の罪を自白したものとして、刑事訴訟法の規定に従い、告発すべきであります。

見積書の筆跡を拡大したものを甲第9号証及び甲第10号証として提出いたします。

記載権限の無いものが記載した場合は、法令に基づいた必要な措置を講ずるべきであります。 関連規定として、甲第 11 号証及び甲第 12 号証を提出いたします。

本件に係る公文書開示請求を行い、それに対する開示請求柜否通知書が請求者あてに交付されまし 開示請求拒否通知書について

30

び徴収した見積書」でありますが、こども未来局は、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書 書き)であり、仕様書作成完了に伴い、事務処理上必要がなくなったことから廃棄しているため、関 甲第 13 号証の内容は、「仕様書作成及び設計積算のための参考見積書(下見積書)の飮収依頼文及 (下見積書)の徴収依頼文及び徴収した見積書」は、「特に軽易な文書、公文書管理規則第7条ただし 係図書類が存在しない。」とし、開示請求拒否 ました。 たので、それを、甲第 13 号証として提出いたします。

そこで「公文書管理規則」を甲第 14 号証として提出いたします。

設計積算のため 下見積書は、市民の貴重な税金を使って執行する工事においては、その設計積算額が適正か否かを検証するための重要な図書類であり、根拠なく廃棄した場合は、罪に問われる場合 (公用文書等毀棄罪) もありますので、隠ぺいせずに、提出すべきであります。 「下見積書」を軽易な文書と判断した根拠をお示しください。

国会でも、過去に、文書不存在としてきた文書が、見つかり出てきた例は、いくつかありますので、 こども未来局におきましても、今一度調査をお願いいたします。 見積書の不思議について

前記6で指摘いたしましたが、「重機回送費」に係る受注業者の見積額は、「160,000 円」と見積も

それにも関わらず、魔訶不思議なことに、受注しなかった業者の重機回送費の見積額は、受注業者 られ、「重機回送費」をネット検索してみますと、いくつかの業者の価格を見ましたが、せいぜい高くても5万円ぐらいとの検索結果でありました。 のさらに上をいく、180,000 円とか、200,000 円となっています。

他の見積額も精査した場合、世間相場・市場価格と大きくずれている見積り額があるかもしれませ そのような状況は、官製談合もしくは業者談合が疑われる状況であるものであるが、このような状

本件工事は、軽易工事規程が改正されて以降の工事あり、その改正の一つに、チェックリストを新 たに追加したことから、決裁権者であります課長さんは、当然、チェックすることにより、分割発注 本件の分割発注事案は、非常に分かり易い分割発注事案であります。

祝では、官製談合の疑いが強いと思われます。

しかしながら、チェックリストは有効に作用せず、甲第4号証による 10 年前の全庁的な軽易工事 の不適切契約事件が発生し、「制度の見直し」を明言したものの、何ら見直しを行わなかった事実があ ることからして 今回の軽易工事規程の改正も、課長職を含め、 員には浸透しない恐れが今回の分 を未然に防ぐことができたはずであります。 割発注により現実化したものと考えます。

分割発注を行わず、本来の契約課発注とすれば、各所管課は自らの業務が減少するにも関わらず あえて自らの業務量が増える分割発注を行っています。 なぜ、分割発注が是正されないのか。

そ 点からすると、本来であれば、川崎市の規定上、契約課が行わなければならない業務であるにも関わらず、あえて、保育所整備課が自らの業務量を増やすことを行っているものであります。 そこには、分割発注を行う保育所整備課には、業務を増やしてまでも、何らかのメリットがあると いわゆるお役所仕事の中には「自らのメリットの無い仕事は避ける傾向があります。 しか考えられません。

どのようなメリットがあるのか。

11 官製談合の疑い

・甲第1号証の見積額において、受注しなかった業者の見積額が、軽易工事の上限である 250 万円を 上回っていること。上限価格を上回る見積額を提示することは、自らが、絶対に受注できない状況 ・見積り業者の3者の組合せが同 の3者であること。 を作る談合の一般的な手法であること。

・川崎市の見積り合わせの場合は、250万円が 限であることは、市内業者であれば周知の事実であ

・工期の設定で 別々の業者が受注した場合、工事調整が難しい工期の設定であること。・見積書の筆跡が同一であると思われること り、当該2業者も知っていたはずである。

・「重機回送費」の見積額が、市場価格を大幅に上回っていることと受注しなかった業者の見積額が、 額をおらに 回っていること。



# 請求人の陳述録

まず3号証を見ていただぎたいと思います。これも見積り業者の組合せが、第1号証、第2号証ともに同一の組合せですね。それで、2番目、3番目の札を入れた方は250万円を大幅に上回っているといる。トッキャ

それと、下の重機回送費が 16 万という見積りがなされております。先ほどのトイレの関係のように 参考見積書についてちょっと情報公開請求しておりませんでしたので、私 ほうの手元に、この 16 万 という見積りが業者さんから参考見積りとして出されているか分からな んですけれども、では、重機 回送費という見得りが業者さんから参考見積りとして出されているか分からな んですけれども、では、重機 だところ、それが甲第7号証ですね。ここに幾つかの業者さんの金額が書かれております。大体それが 3万から5万円ぐらいというのがいわゆる一般市場価格ですね。それがなぜこの 16 万にもなっている のかというところですね。

シルス・ノューン・シャイン を それで、じゃ、しゃ、クロ使っている重機はどういうものかというのが8号語にあります。 バックホウと 使っているのがどうもランマーとブレートという3つの機械を重機として使っているようなんですけ れども、確かにベックホウは大きい単機ですから、回送費があってもいいと思うんですけれども、ラン マーとブレートというのは、軽回幅に繰せれば載っちゃうような小さなものですね。この3つを重機と して使っているしいんですけれども、この重機回送費16万ですね。

まず基本的に、16万が適正かどうかといいますと、どうも市場価格的にはちょっと金額があまりにも大き過ぎると うのと、甲1号証と2号証ですね。倉庫本体の解体と外構工事、両方 も 16 万という 重機回送費が入っているんですな。これで、問題はこの工期との関係なんですけれども、契約日柱4月12日と5月10日なんですけれども、工期が4月18から5月31日が倉庫本体ですね。5月10日から5月31日までが外構というふうになっています。ここに普遍に考えれば、重機回送費、両方と 16 万台計で 32 万日かかっているん、すよね。この辺はうまく考えれば、重機回送費、両方と 16 万台計で 32 万日かかっている人、すよね。この辺はうまく考えれば、重機回送費、両方と着16 万台計で 32 万日かかっている人、またね。この辺はうまく考えれば、同じ時期にやれば1回で落むわけですよ。ここの疑問は、まず16 万という金額自体が市場価格として適正なのかどうかということと、15 万年、20 夕ブルでカウントをしているという、ここの疑問ですね。これが3号証につ

、、、、、、 車機の一般などのいて今個説明をいたしまして、次が第9号語ですね 9号話、10号語ともに、これも筆跡ですね。見積書の筆跡が同じであるということですね。

よれる事物でする。なの信息できかがしてあるといってです。 それと、第13号記に関示請求拒否通知書があります。ここの真ん中の欄の「②仕様書作成のために をわした下見積もりは、特に種名通知書があります。ここの真ん中の欄の「②仕様書き、であり、仕様書 作成完了に伴、事務処理上必要がなくなったことから廃棄をしているため 関係図書類が存在しない。」 と。先ほどのほうは出てきたわけですね。予算要求の関係の資料として要求したら出てきたんです。参考見様書を提出してくれというふうに言ったら開示請求拒否をされた。実施的には、この書類も保育所整備課を人人には実際には手元にあるとも思います。マウので、鑑金券の高の人人のほうで保育所整備課をいままがき本目は華北があるとはいます。マウので、鑑金券の高の人人のほうで保育所整備課表のほかまた。

うに請求をすれば参考見積書がどういうふうになっているかは分かると思います この概易なものというのは 国でモリカケ問題とい、いる人が問題でやられましたけれども、甲の 14 号証に川崎市な大書管理規則を被せています。 本業、役所は市民の役金で成りなっているものですので、それを勢行する文書は基本的には公文書として保存しなければならないというのを、いやいや、公文書管理規則に縣易次文書は保存しなくでもいい んだと書いてあるから、これは離場が文書に該当するから特でちゃえというのは、急まりにも乱暴な話、 もしくは意図的に隠蔽をしているということしか考えられません。そういうことで、お調べになれば不 れなりにどこかに公文書は残っていると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います

33

32

チェックリストを無視していること。

・特定の1業者には、他の2業者が誰であるのかは、知り得ない情報である。・川崎市の規定上、自らの業務でない業務をあえて行うという。自らの業務を増やすことをしている。

以上の状況から、こども未来局による官製談合の疑いがあると思えます。

※付資料 【甲第1号部】・・・・「上平間災害」

【甲第1号証】・・・「上平間災害倉庫解本撤去工事」 【甲第2号証】・・・「上平間災害倉庫外構撤去工事」 【甲第3号証】・・・「上平間災害倉庫 事 比較一覧表」

【甲第4号証】・・・平成21 年5月28日付け東京新聞「艦易工事の全庁的不適切契約機道新聞」 【甲第5号証・・・・平成21 年5月28日付け東道新聞された不適切分割発注事例 【甲第6号話】・・・・契約課が算出した平均落札率一覧表 【甲第7号記】・・・・解した事の要称書 「重機回送費」の意味

 (甲第6号語)・・・・契約課が算出した平均路札率一覧表 「甲第7号語」・・・解体の数科書 「最極回送費」の意味 「甲第8号語」・・・建設工事で使用される建設機機等(バックホウ・ランマー・ブレート) 甲第9号語」・・・甲第1号語の具備書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー 「甲第10号語」・・・甲第2号語の見積書に係る筆跡が同一である状況の拡大コピー

【甲第12 号証】・・・刑事訴訟法第239条【甲第13 号証】・・・開示請求拒否通知書【甲第14 号証】・・・川崎市公文書管理規則

・・刑法第155条から第158条

\*

去工事のみを行う予定でしたが、外構の撤去が必要なことが判明し、工事を執行したものであり、当初から予定した工事を分割し契約したものではないため、それぞれの工事について適切にリストに基づいて確認したものです。

(4) 「2請求の理由(2)軽易工事チェックリストについて」は、前ページ3-(1)のとおり、倉庫撤

5) 「2請求の理由(3) 施工時期について」は、1ページ「1 上平間災害倉庫及び外構撤去工事 構の撤去が必要なことが判明したため、その後必要な手続を経て、外構の撤去工事の工期を5 月 10 日からとしており、当該工事2件の工期が後半に重なったことについては、後続する仮

における事実経過」のとおり、4月18日以降の上平間災害倉庫撤去工事を進めている中で、

複

数の業者から工事見積書を徴取した上で予算執行同を起案することとしているため、見積り合 わせの最低額が執行予算額及び予定価格となります。また、工事見積書は項目ごとに価格を比

較するのではなく、工事の内容が反映されているか確認し、かつ3者の比較をした上で、

的に最低の価格をもって見積もりした者と契約を締結しているところです。

ただし、財政局資産管理部契約課による契約事務の手引きにおいて、軽易工事の場合は、

るかは不知、なお、軽易工事において工事業者が見積書を提出した際に、日付が空欄の場合が

(オ)の見積書の筆跡が同一筆跡と思われることについては、本件の見積書の筆跡が同-

「外構撤去工事」が同種の工事だったためです。

あります。その場合は、その場で工事業者に記入を依頼する場合もあれば、工事業者に確認の

上、担当職員が記入する場合もあると聞いています。

(カ)及び(キ)の工事見積書の予定価格の決定に関しましては、川崎市契約規則第25条にお

いて、随意契約をしようとするときは、あらかじめ同規則第13条第1項及び第14条の規定に

準じて予定価格を定めるものとされています、

本件工事においては助役専決文書に従い、3者による見積り合わせを行うことにより、さらな

さらに、契約規則では、なるべく2人以上の者から見積書を徴することとなっていますが、

(ア)~(ウ)について、同一所在地ではありますが、前ページ1-(3)のとおり、当初から予定

(3) [2 諸求の理由(1) 甲第3 号証について」 された一連の工事ではありません。

る競争性を確保しています。

(エ)の当該工事2件の見積り業者が同じ3者であったことについては、「倉庫撤去工事」

## 別紙3

# 関係職員の陳述録

令和2年4月 17 日付け川崎市職員措置請求書における措置請求(以下「本件請求」という。)に対

- 1 上平間災害倉庫及び外構撤去工事における事実経過
  - (1) 上平間災害倉庫撤去に至る経緯

す。園舎の老朽化対策として国の補助事業を活用し、本市と運営法人が協力のもと建替えによる 乙第1号証)のとお ている民営化園であり、公立保育所として昭和44年に開設してから築50年以上が経過していま 上平間災害倉庫に隣接するにじいろ保育園南平間は、川崎市の土地・建物を貸し付けて運営し 新園舎の整備を(仮称)にじいろ保育園南平間建替工事スケジュール(案)

建替えに当たっては、法人が仮設園舎を建設し保育を継続する必要があるため、適地である隣 接の本市所有地を活用することとしました。そのため、当該地に設置されている上平間災害倉庫 が解体する。

(2) 上平間災害倉庫外構撤去工事が追加で必要となった経緯

上平間災害倉庫撤去工事について、平成31年4月19日に 事を開始した連絡を 事業者から 受けました。同日、着工の確認とともに仮設園舎の打合せを行う連絡をにじいろ保育園南平間の 運営法人にした際に、当該運営法人から当該倉庫の外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所 の設置に支障があるとの申し出がありました。

上平間災害倉庫の外構については、残す予定でしたが、他に現場事務所の設置可能な場所がな

いため、外構撤去が必要不可欠であると判断し、速やかな対応を図るこ としました。 令和3年4月の新國舎開設のためには、仮設國舎建設のスケジュールを遅らせることはできな いことから、当初想定していなかった 事でしたが、追加 事を行うこととし、軽易 事として

軽易工事 随意契約) により執行した根拠 の手続に沿って適切に執行しました。

また、同条第2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当 般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し 地方自治法 (以下「法」という。) 第234条第1項では、「売買、賃借 請負その他の契約は、

これを受け、地方自治法施行令 (以下「施行令」という。) 第167 条の2第1項第1号では少額の 契約については随意契約 以下「少額随契」という。)ができることを規定し、随意契約ができる金 するときに限り、これによることができる。」と規定しています。

なお、少額随契を行う場合、川崎市契約規則第 26 条第 1 項では「市長は、随意契約をしようとす るときは、なるべく2人以上の者から見積書を徼さなければならない。」と規定されていますが、鏡 争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、「川崎市契約規則等の一部改正に伴う事 務取扱について(昭和 58 年 3 月 13 日付け 57 川総用第 240 号助役専決。以下「助役専決文書」と ことが通知されています。 額の範囲については、契約規則第24条の2において規定しています。 いう。)」において、原則として3者以上の見積り合わせで執行する。

議について」は、前ページ3-(3)「1請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」で示したとおり、それぞれの工事は軽易工事取扱規程に基づき、見積書を3者から徴取し、最低価格を提

**議について」は、前ページ3-(2)「1請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」** 示した工事業者と契約を締結しました。また、完成期日までに工事が完了 ことにしいた」は、指ページ3-(3)

オのとおり、軽易工事において工事業者が見積書を提出した際には、日付が空欄の場合もあり、 員が記入する場合もあります。また、今回の完成届については、業者が提出した際に日付が空

契約金額のとおり支出したものであるため、市に損害は生じていないものと考えます。

(8)「7見積書及び完成届・検査書の日付け筆跡が同一である、

その場合は、その場で記入を依頼する場合もあれば、郵送においては業者に確認の上、

(9) 「8 開示請求拒否通知書」で述べられている下見積書は、担当職員が仕様の検討や予定価格の

欄だったため、業者に確認の上、担当職員が記入しました。

参考とするために徴取したものであり、川崎市公文書管理規則第9条第1項に基づき事務処理 上必要な期間は保存していましたが、仕様書の完成により保存期間が満了したため、廃棄して 本件請求における工事は、関係法令等に従い、適正に執行したものであり、違法との評価を受け

るものではないと考えます。

6)「2請求の理由(4)工事写真について」は、軽易工事取扱規程において工事完成後は軽易工事

工事は撤去工事であり、更地とするものであったことから、保育所整備課職員が現地を確認し 7) 「3損害の補填について」、「6前記平均落札率とは別の損害について」及び「9見積書の不思

たことにより、完成届のみ提出を求め、工事完了写真は必要ないものと判断しました。

完成届(以下「完成届」という。)の提出を求めていますが、写真は必須ではありません。

設園舎工事のスケジュールに支障を来さないための工事であるので、完了期限が同一となった

これらの規定を本件工事の契約に当てはめ 本件工事に係る見積書を3者から徴取したところ、 1件当たり250万円以下での契約が可能であったため、その手続に基づき、適正に執行したところ

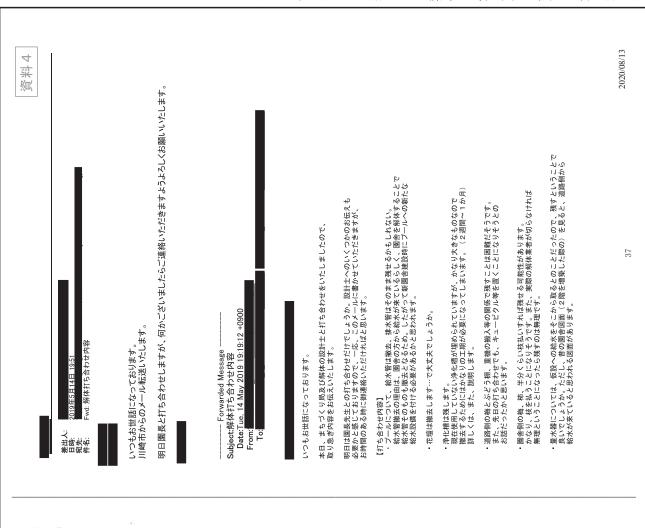
1)「1請求の要旨(2)分割発注に係る違法性」については全て否認します。 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

おり、倉庫撤去工事のみを保育所整備課で行う予定でありました。その後、外構の撤去が必要 なことが判明し、追加となった工事を「川崎市軽易工事事務取扱規程」(以下「軽易工事取扱規 程」という。に基づいて執行したものであり、当初から計画されていた工事内容を分割し契約 上平間災害倉庫及び外構撤去工 における事実経過」で示したと 当該工事については、[ 1 したものではありません。

「2 軽易工事(随意契約)により執行した根拠」に示したとおり、当該工事につきましては、軽易工事取扱規程に基づき適正に執行したものです。 2 「1請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」は全て否認します。

また、川崎市契約規則第 24 条の2第1項第1号で規定する金額 範囲内で契約したもので

34



1-868  $^{\circ}$ \* 資 (特記事項) アスペスト (石橋) 製品は、一切使用しておりません。 " 在 去 262,000 00 .I 器経費 帶小小下,517、171、1445·11 000 '091 I' 00 費送回辦重 共變軍,公請 神藥額業畜合點 300,000 12,000 20.00 費公员村熟主簽 12,000 共姗逝· 公斯 熟十-100c 213,000 ш 14. 20 費代以材쾲土経 10,000 ш 共州亚 共王禄 170,000 00.71 祖寅し 000 '907 去潮本輪イーリルンに聞土 000 '09 ш 01 'F 五大大 000 '098 000 '09 7, 20 300,000 00 'I 去谢却穎車食蓄撒 130,000 00 'I 去衛本쭦鵬帝內 共張4一V音初 000W 製取略幹 000,031 DO 'T 版設足場

#### 合計金額 (消費税含剂) ¥2, 430, 000

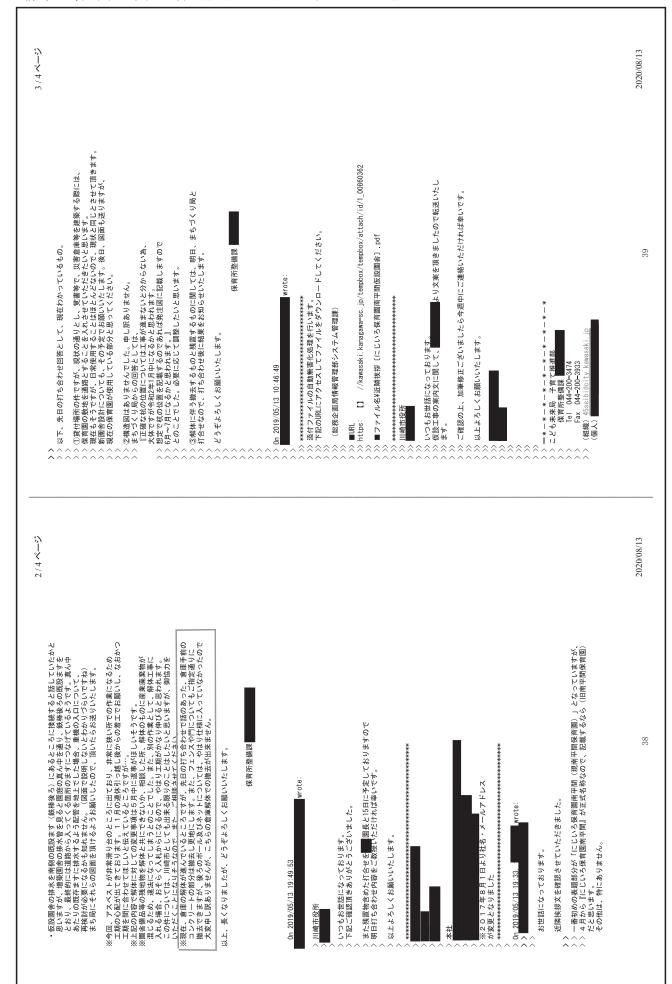
#### 侧量市劑川

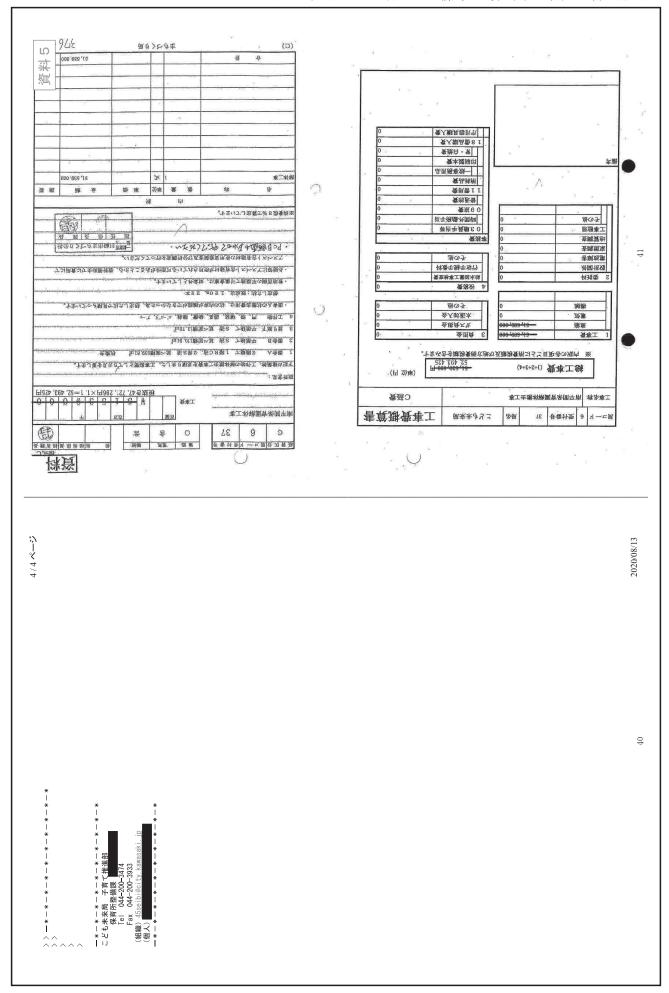
書 嶽 風 嘟

21-6-2 山际区前官市制川 社会先執號數主替 下話、發理小、發絲或崇外 1EL: 044 (977) 0647 9698 (978) 440 : XAT

Mail: sugao.kk@nifty.co

8 探資 串 弥平





## 資料6

# 川崎市南平間保育園の民間移管に係る保育所運営に関する覚書

川崎市を甲(以下、「甲」という。)とし、ライクアカデミー株式会社を乙(以下、「乙」と いう。)として、川崎市南平間保育園(以下「保育所」という。)の業務移管及び移管後の運 営について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

営法人募集要項 (以下、「募集要項」という。) に示す事項について、甲乙双方が遵守すべ 第1条 この覚書は、平成31年度川崎市指定管理保育所(公設民営園)の移管先設置・連 き事項を明確にし、円滑な業務移管を図ることを目的とする。

## (遵守事項)

積 第2条 乙は、保育所の業務移管後の運営にあたり、募集要項に規定する内容を遵守し、 極的に運営内容の向上に努めるものとする。

# (遵守事項の履行の確認)

第3条 甲は、前条の遵守事項が確実に行われているかについて確認を行い、こはこれに協 力するものとする。

## (貸付物件)

第4条 保育所の貸付用地及び建物は、甲の所有する次の表のとおりとする。

(1)財産名称 川崎市南平間保育園

川崎市中原区上平間1183

(3)物件種別 建物及び土地

(4)土地地目

1212.06m<sup>2</sup> 724. 46m<sup>3</sup> 積 (6)延床面積 (2) 班

### (指定用途)

30日条例第9号)及び「川崎市財産規則」(昭和39年4月1日規則第33号) に基づき使 第6条 甲は第4条の貸付物件について、乙との間に、「川崎市財産条例」(昭和39年3月 認可保育所の設置・運営)に従って使用しなければならない。 (貸付物件の貸与)

第5条 乙は、前条に規定する貸付物件を申請の目的(児童福祉法第35条第4項に基づく

2 前項の契約の期間は10年とし、期間満了時には更新できるものとする。

用貸借契約を締結し、これを無償で貸与するものとする。

3 甲は、社会福祉事業の制度の見直しや社会情勢の変化等により、契約期間内、または期 間満了時に契約を更新する際において、契約内容を変更することができるものとする。

42

# (建物の老朽化への対応)

第7条 乙は、児童の保育環境や職員の労働環境の維持向上のため、施設の維持管理を適切 に行うものとする。

2 建物の老朽化等により改築等が必要となった時、仮設園舎用地の確保等について、甲は こと協調しながら試意をもって取り組むこととし、特に公有地の調整については主体とな って調整に努めるものとする。

# (信義誠実の原則)

第8条 甲及び乙は、本覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものと

# (疑義等の決定)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定 めるものとする。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1 通を保有する。

平成 30年 7 月 20 日

畑 川崎市長 川崎市 ⊞-



東京都品川区西五反田1丁目1番8号 NMF五反田駅前 ライクアカデミー株式会社 代表取締役 佐 々 木

N

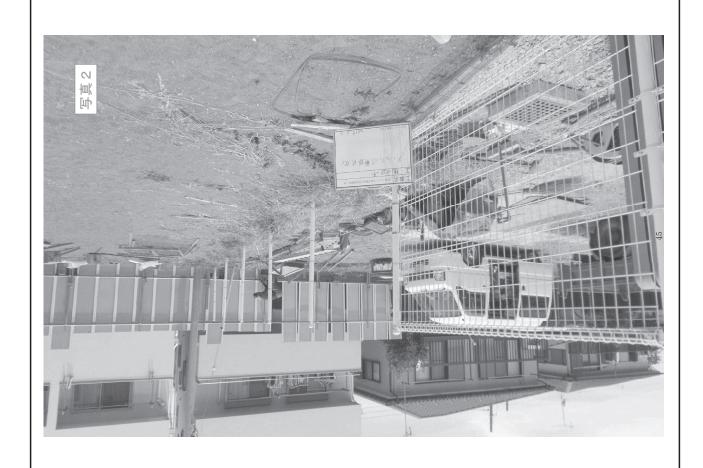
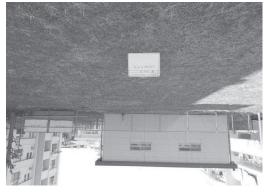


写真1









#### 農業委員会告示

#### 川農委告示第10号

第4回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。 令和2年10月1日

川崎市農業委員会 会長 小川 耕 平

1 日 時

令和2年10月12日(月) 午後2時00分~

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第1会議室 (川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

- 3 議 題
- (1) 議案第1号 農地法第3条に係る下限面積の設定 について
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請 に対する処分決定について
- (3) 議案第3号 農地の買受適格証明について
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 議案第5号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (6) 議案第6号 相続税の納税猶予特例農地利用状況 確認 (免除) について
- (7) 議案第7号 都市農地の貸借の円滑化に関する法 律に基づく事業計画の決定について
- (8) 議案第8号 非農地証明について
- (9) 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の 専決処分について
- (10) 報告第2号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (11) 報告第3号 生産緑地の主たる従事者証明につい
- (12) 報告第4号 買い取らない旨の通知をした生産緑 地のあっせんについて
- (13) 報告第5号 農地造成工事施行に係る承認願について
- (14) 報告第6号 川崎市内農地賃借料情報について
- (15) その他

#### 川崎区公告

#### 川崎市川崎区公告第101号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の 者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及 び事業所が不明のため送達することができないので、国 民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月9日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第102号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住 民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第 1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職 権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者 に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の 為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月13日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第103号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第104号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市川崎区長 水 谷 吉 孝

(別紙省略)

#### 中原区公告

#### 川崎市中原区公告第54号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月8日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市中原区公告第55号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、 印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居 所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月8日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市中原区公告第56号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

#### 高津区公告

#### 川崎市高津区公告第56号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年9月18日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

(別紙省略)

#### 川崎市高津区公告第57号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月7日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市高津区公告第58号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月7日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市高津区公告第59号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月12日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

年	度	科	目	期	別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令 2年		介護保険料		第6	5 期 降	令和2年11月2日 (第6期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第60号

次の介護保険料に係る過誤納金充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月12日

川崎市高津区長 鈴 木 哲 朗

年	度	科	目	期	別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令 2 <sup>左</sup>	·和 F度	介護仍	<b>R</b> 険料				計1件

(別紙省略)

#### 多摩区公告

#### 川崎市多摩区公告第67号

次の介護保険料に係る納入通知書及び過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市多摩区長 荻 原 圭 一

年 度	科目	期別	この公告に より変更 する納期限	件数 · 備考
令和 2年度	介護保険料 (納入通知書)	普第4期 以降		1件
令和 2年度	介護保険料 (納入通知書)	普第5期 以降		1件
令和 2年度	介護保険料 (納入通知書)	特第2期 以降		1件
令和 2年度	介護保険料 (過誤納金還付通知書)			2件

(別紙省略)

#### 川崎市多摩区公告第68号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市多摩区長 荻 原 圭 一

(別紙省略)

#### 麻生区公告

#### 川崎市麻生区公告第50号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月12日

川崎市麻生区長 多 田 貴栄

年	度	科	目	期	別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和 2年度		介護仍	录険料		5 期 以降	令和2年11月2日 (第6期分)	計1件

(別紙省略)

#### 川崎市麻生区公告第51号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年10月15日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

(別紙省略)

#### 川崎市麻生区公告第52号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和2年10月15日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ

た日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎区選挙管理委員会告示

#### 川崎市川崎区選挙管理委員会告示第6号

令和2年10月14日付けをもって川崎市川崎区選挙管理 委員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。 令和2年10月14日

> 川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 村 瀬 惠 司

職	名	氏	名	住 所
委 員	長	村瀬	惠司	川崎市川崎区京町3丁目 12番1-105号 市営住宅
委員長職務	5代理者	猪脇	利夫	川崎市川崎区旭町2丁目 14番11号
委	員	阿久海	<b>非光延</b>	川崎市川崎区藤崎3丁目 1番3-310号 グリーンパーク川崎
委	員	山中	典幸	川崎市川崎区浅田1丁目 3番16号

#### 川崎市川崎区選挙管理委員会告示第7号

令和2年9月1日現在調べにより調製した神奈川海区 漁業調整委員会委員選挙人名簿を、漁業法(昭和24年法 律第267号)第89条第5項の規定により、次のとおり縦 覧に供します。

令和2年10月14日

川崎市川崎区選挙管理委員会 委員長 村 瀬 惠 司

#### 1 縦覧場所

川崎市川崎区東田町8番地 川崎市川崎区役所7階 総務課内 川崎市川崎区選挙管理委員会事務室

2 縦覧期間

令和2年10月20日から同年11月3日まで

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

#### 幸区選挙管理委員会告示

#### 川崎市幸区選挙管理委員会告示第6号

令和2年10月14日付けをもって川崎市幸区選挙管理委 員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。 令和2年10月14日

> 川崎市幸区選挙管理委員会 委員長 齊 木 敏 雄

	職名		氏	名	住 所
委	員	長	齊木	敏雄	川崎市幸区小倉5丁目 3番19号
委員	員長職務代理	理者	樫浦	國夫	川崎市幸区古市場2丁目 68番地
委		員	佐脇	久	川崎市鹿島田2丁目1番 28-902号 セントラルマンション
委		員	目黒	光雄	川崎市幸区下平間1番地 2鹿島田グリーンハイツ 2-1003

#### 中原区選挙管理委員会告示

#### 川崎市中原区選挙管理委員会告示第6号

令和2年10月14日付けをもって川崎市中原区選挙管理 委員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。 令和2年10月14日

> 川崎市中原区選挙管理委員会 委員長 佐 藤 長 榮

	職名		氏	名	住 所
委	員	長	佐藤	長榮	川崎市中原区上丸子山王 町1丁目1413番地 上丸子住宅 A707
委員	委員長職務代理者			詮	川崎市中原区下小田中 3丁目33番21号
委		員	沓掛	朗	川崎市中原区上新城 1丁目11番4号
委		員	秋谷	義一	川崎市中原区苅宿33番 8号

#### 高津区選挙管理委員会告示

#### 川崎市高津区選挙管理委員会告示第6号

令和2年10月14日付けをもって川崎市高津区選挙管理 委員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。 令和2年10月14日

> 川崎市高津区選挙管理委員会 委員長 平 賀 國 夫

職名	氏 名	住 所
委 員 長	平賀 國夫	川崎市高津区上作延151番 地
委員長職務代理者	渡邉 庄二	川崎市高津区梶ケ谷 3丁目7番地47
委員	宇佐美善愛	川崎市高津区下作延 3丁目18番43号
委	堀米 達也	川崎市高津区新作4丁目 12番1-302号 クリオ武蔵新城伍番館

#### 宮前区選挙管理委員会告示

#### 川崎市宮前区選挙管理委員会告示第10号

令和2年10月14日付けをもって川崎市宮前区選挙管理 委員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。 令和2年10月14日

> 川崎市宮前区選挙管理委員会 委員長 山 上 英 治

	職名		氏	名	住 所
委	員	長	山上	英治	川崎市宮前区初山1丁目 24番33号
委員	員長職務代:	理者	藤井	章司	川崎市宮前区宮崎2丁目 12番地1 宮崎台プラザビル 205号
委		員	野口	邦彦	川崎市宮前区野川2245番 地 県営 13-401
委		員	鵜野	智幸	川崎市宮前区西野川1丁目2番17号

#### 多摩区選挙管理委員会告示

#### 川崎市多摩区選挙管理委員会告示第6号

令和2年10月14日付けをもって川崎市多摩区選挙管理 委員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。 令和2年10月14日

> 川崎市多摩区選挙管理委員会 委員長 石 垣 喜久雄

職名	氏 名	住 所
委 員 長	石垣喜久雄	川崎市多摩区菅稲田堤 3丁目2番13号
委員長職務代理者	末吉 一夫	川崎市多摩区南生田 4丁目20番2号
委員	斎藤 隆司	川崎市多摩区登戸新町 378番地
委員	佐藤 光一	川崎市多摩区中野島 2丁目2番4号

#### 麻生区選挙管理委員会告示

#### 川崎市麻生区選挙管理委員会告示第6号

令和2年10月14日付けをもって川崎市麻生区選挙管理 委員に就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。 令和2年10月14日

> 川崎市麻生区選挙管理委員会 委員長 押 井 謙 吉

職名	氏	名	住 所
委 員 長	押井	謙吉	川崎市麻生区下麻生1丁目6番21-407号 麻生台団地
委員長職務代理者	鈴木	憲治	川崎市麻生区上麻生6丁 目27番20号
委員	唐鎌	一夫	川崎市麻生区上麻生6丁 目11番7-503号 ダイアパレス柿生
委員	石川	恭由	川崎市麻生区細山6丁目 4番33号

大子	4
μT	1,2

#### 令和2年10月1日付人事異動

(市長事務部局)

(印及于初期的)					
任命		氏	名		前職
(部長級)					
総務企画局情報管理部長					
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当	村	野		明	総務企画局情報管理部長
部長兼務					
(課長級)					
総務企画局情報管理部ICT推進課担当課長					
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当	三	上	佳	哉	総務企画局情報管理部ICT推進課担当課長
課長兼務					
高津区役所地域みまもり支援センター(福祉事	澁	か	倫	子	並.バ
務所・保健所支所) 担当課長	(Itiliz	谷	11111	丁	新任
多摩区役所区民サービス部担当課長	田	中	仁	志	多摩区役所道路公園センター管理課長
多摩区役所道路公園センター管理課長					夕麻区犯託送牧八国センカー第四部部目は仕
多摩区役所道路公園センター管理課庶務係長	佐	藤	幹	人	多摩区役所道路公園センター管理課課長補佐
事務取扱					多摩区役所道路公園センター管理課庶務係長

#### (病院局)

任	命		氏	名		前職
(課長級)						
市立川崎病院外科医長	Ž	中	村	哲	也	市立井田病院外科医長
九月三十日付退職						
(部長級)						
退職		南	雲	正	士	市立川崎病院心臟血管外科担当部長
退職		植	田		良	市立川崎病院高度脳神経治療センター担当部長

#### (議会局)

(部長級)					
総務部長	渡	邉	光	俊	総務部長
総務企画局総務部担当部長併任	仮	ূ	兀	仮	松份部文
(課長級)					
総務部庶務課長	渡辺		貴彦		総務部庶務課長
総務企画局総務部庶務課担当課長併任					
総務部庶務課担当課長	若林		智		総務部総務課担当課長
総務企画局総務部庶務課担当課長併任			省		

 誤
***

川崎市公報第1,804号(令和2年10月12日発行)3722 ページ監査公表第18号中「嶋 崎 嘉 男」は「嶋 崎 嘉夫」の誤り。